

令和 7 年 12 月 22 日

AEO 制度の利用促進のための要望書

公益財団法人日本関税協会



AEO 制度の一層の利用促進を図ることにより貿易の円滑化及び国際物流のセキュリティの確保に資するべく、以下の通り要望します。

1. 関税暫定措置法第 8 条の手続きの簡素化

関税暫定措置法第 8 条の 7（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）の適用に関し、第 2 回要望において手続きの簡素化を行っていただいたほか、直近の 2025 年 7 月にも「加工・組立輸出貨物確認申告書」にかかる簡素化を図っていただくなど、継続的な簡素化の取組みを進めていただき感謝しています。

現在、「加工・組立輸出貨物確認申告書」に関し、原本の作成・提出が必要であるところ、税関のパートナーとして自ら法令遵守に取り組んでいる AEO 事業者の負担軽減の観点から、特定輸出者については、一般申告を含む全ての申告分の原本提出義務を簡素化し、自社保管とすることを認めていただきたい。

2. 特例申告の期限内申告書の提出期限の延長について

令和 6 年度関税改正における輸入手続の利便性向上策として、特例輸入者については、その承認や事後監査等の際に税関が財務状況の確認を行っていることから、特例申告納期限延長に係る担保が必要担保から保全担保に緩和された（令和 6 年 10 月から施行）。これにより、特例輸入者は、担保の提供をすることなく、最長 4 か月間、納税を猶予することができることとなった。

現在の貿易取引は、売買契約に基づくインボイスに基づくもの以外に、売買契約後に価格変更に伴う追加請求等が行われるケースが増え、特例申告を行うことができない事例や、特例申告をしたとしても更に修正申告が発生する等、特例申告のメリットを十分に享受できず、申告管理の複雑化を避ける観点から「全て一般申告した方が効率的」といったケースが発生している。

令和 6 年度関税改正により、特例輸入者は担保を提供することなく最長 4 か月間、納税

を猶予することができるようになったことも踏まえ、特例輸入者が提出する特例申告書の提出期限を最長4か月（輸入許可日の属する月の3か月後の末日）に延長していただきたい。また、特例委託輸入についても類似の要件緩和についてご検討いただきたい。

3. 手順書提出の電子化等について

AEO事業者が社内規定を整備し、総括管理部署を定めて自主管理を行う中で、最も事務負担が大きいものの一つに各種書類の提出がある。

その中でも手順書については、例えば、社内の拠点ごとの手順書を改定し、改定した全ての拠点分の手順書を送付する場合、税関側で整備された大容量ファイルの受け渡しができるプラットフォームの存在を認知しておらず、税関側の一般的なメール受信環境制限を踏まえ細かく分割のうえ多数のメールを送付している結果、その事務負担が大きいと感じている事業者が多い。

現在、改定する度に税関へ提出している手順書について、例えば、事後監査がある際に最新版を税関へ提出することにするなど提出頻度を減らすとともに、大容量ファイルの受け渡しができるプラットフォームの存在を改めてAEO事業者に周知いただきたい。

4. 保税蔵置場の新規届出手続に係る提出書類の簡素化及び明確化

AEO事業者が関税法第50条第1項の規定により、税関長の承認を受けて新たな保税蔵置場を届け出る場合、同法施行令第41条、同施行規則第4条の4及び同基本通達50-1(届出の取扱い)の規定により、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書(税関様式C-9120)」のほか、政・省令で定める5つの添付書類を提出することとされている。また、同通達では、届出する者が同一税関の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合、或いは同時に2箇所以上の場所について届出を行う場合には、添付書類の省略が認められているものの、同一税関の管内でない場所について届出を行う場合は、この提出省略が認められていない。

添付書類の中には、承認税関に対し既に提出済みのものが数多くあるところ、同基本通達50-1の適用範囲を拡大し、税関間で情報を共有することで事業者の負担軽減を図っていただきたい。また、届出先となる税関によっては、例えば、建物登記事項証明書、法令遵守規則、業務手順書、組織図等、政・省令で定められた書類以外の書類の提出を求められるケースがあるほか、届出先となる税関毎に提出が必要な書類(名称とその内容)に差異が見受けられることから、統一を図るとともに、提出を要する書類を一覧表化し、税関HPに掲載していただきたい。

5. 認定通関業者の NACCS 利用コード設定の簡素化

申告官署の自由化にあたって、認定通関業者が NACCS 利用者コードを新たに取得した場合は、AEO の設定を追加で行う必要があるため税関 AEO 部門に連絡が必要とされている。この点、新たに開設した営業所がある場合や、既存の営業所に利用者コードを追加した場合は特に注意が必要である旨、2017 年及び 2018 年の AEO ニュース(29-特 3 号、30-特 3 号)で周知いただいているが、認定通関業者が NACCS センターへ新規の利用者コードの申請をし受理された場合、その情報を税関に直接共有することでワンストップで当該設定をしていただき利便性の向上を図っていただきたい。

6. NACCS の輸出入申告への情報伝達項目の新設

通関業者等は税関への通報を行うことを求められており、AEO 事業者については、一層その期待が大きい（通関業法基本通達 5-2(3)チ、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」の別紙 2 の 8②ハ）。

認定通関業者からの情報提供を容易にし税関との協力関係を更に促進することを目的に、NACCS の輸出入申告に、例えば、税関のリスク判定に資する事項を容易に通知できるチェック項目を設ける等、認定通関業者からの情報通報の円滑化を図っていただきたい。

7. 特例輸入者に係る申告項目の簡素化

特例輸入者は セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者として認定された者であり、令和 7 年 10 月 12 日施行の申告項目の追加の理由とされた、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸や、不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案を引き起こすリスクは一般事業者よりも非常に低い。また、必要に応じ、事後的に税関が運送先の確認をおこなうことができること、運送先を確認するという事務手続のために、リードタイムの短縮という特例輸入申告のメリットを減殺してしまう恐れがあること、輸入申告までに、通関業者に運送先を通知するのは輸入者の負担が大きいこと等も勘案し、輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」について、特例輸入者が行う一般申告を含む全ての申告について免除していただきたい。

8. 特例輸入者が行う BP 手続等における保全担保制度の導入について

関税法基本通達 73-3-2 に掲げる限定的な理由等に基づき許可前引取承認制度(Before Permit)を利用する場合には、関税等相当額の担保を税関に提出した上で税関長の承認を受ける必要がある。

一方、特例輸入者においては、特例申告に係る担保が保全担保となっており、また、令和 6 年度の関税改正により、2024 年 10 月 1 日から特例申告納期限延長に係る担保が保全担保制度となっている。

特例輸入者は、税関から財務状況も含め厳格な資格審査を受けて承認されたものであり、その信頼関係に基づき、許可前引取承認制度にも保全担保制度を導入していただきたい。

また、関税定率法基本通達 17-1 (10)等において、「法第 17 条第 2 項《担保の提供》に規定する担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実であって、関税の徴収上支障がないと認められる場合には、省略させて差し支えない。」との記載があるものの、実際には、特例輸入者であっても、再輸出免税等を利用する際に担保の提供を求められることがほとんどであることから、当該制度を特例輸入者が利用する場合には、保全のために必要がある場合を除き担保を不要としていただきたい。

9. NACCS と国際貿易プラットフォームの連携

現状、相互承認のメリットを享受するためには、各国の通関システムを通じた手続きにおいて、特定輸出者と特例輸入者は、それぞれ AEO 事業者の貿易手続である旨を証しながら、通関手続を行う必要がある。

一方、我が国においても NACCS のほか、国際貿易プラットフォームの機能拡充が進められているが、両者間のシステム連携が進展していない。この結果、依然としてメールに PDF ファイルを添付する形で荷主情報を通関業者、フォワーダー等に送付し、再度 NACCS に手打ち入力を行っている。

このような中、主として荷主の貨物情報を扱うトレードワルツと通関手続等を処理する NACCS 間におけるシステム連携が進展すれば、AEO の相互承認に係る情報も連携できることになり、また、他の貿易関連システムとのシングルウィンドウ化も含め、連携することにより、荷主と通関業者の事務負担軽減に寄与するほか、貿易手続の一層の電子化にも寄与できると考えられることから、その連携推進を進めていただきたい。

10. 関税評価に係る一括加算の拡大

関税定率法基本通達 4-7 (3) の規定により、一定の要件を充足する場合において複数の輸入貨物に係る運賃等の額を便宜特定の輸入貨物に一括して算入することができる取扱いとなっているが、費用の内容が限定され、且つ評価部門へ事前に説明のうえ包括評価取得が必要とされている。

また、修正申告については一括加算が認められず、同一契約内で複数申告がある場合には、当初申告ごとに加算することとされており、通関業者の事務負担が大きい。

AEO に関するメリットの拡大及び認定通関業者の負担軽減の観点から、特例輸入者が利用した認定通関業者に限り、包括評価取得を不要とし、AEO 事業者としての管理のもと一括加算できるようにしていただきたい。また、修正申告についても同様に、少なくとも同一契約内の申告については一括加算ができるようにしていただきたい。

11. 特定保税承認者が設置した保税蔵置場の期間延長について

保税蔵置場の許可期間は関税法第 42 条第 2 項の規定により 10 年以内とされている中、運用上の措置として許可期間は 6 年（6 年毎に更新）とされている（同法基本通達 42-10）。

他方、特定保税承認者が設置した保税蔵置場の許可期間は関税法第 50 条第 4 項の規定により 8 年（8 年毎に更新）となっているが、特定保税承認者は、法令遵守とセキュリティ対策が確立された者であることに鑑み、関税法上の保税蔵置場の許可期間満了いっぱいまでの期間（10 年）としていただきたい。

12. 特定保税運送者のベネフィットの拡大

自由化申告において、貨物の検査が必要となった場合、一部例外を除いて、蔵置場所での検査が必要である。他方、検査指定された場合に、検査にかかる時間が想定できないことから、特に航空貨物は、リードタイムの観点で、空港至近の蔵置場に搬入・蔵置せざるを得ず、自由化申告の恩恵をあまり受けることができていない。

特定保税運送者は税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び同者に係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されており、運送途上のリスクがほぼないことから、自由化申告にかかる貨物を特定保税運送者が運送することを条件に、現在同一税関管内で限定的に求められている申告官署での検査を拡大し、全ての申告官署で受けることができることとして

いただきたい。

これにより、最終的に貨物が搬出される空港至近の申告官署で検査を受けることができ、航空貨物のリードタイム削減及び特定保税運送者のベネフィット拡充につながると思われる。

13. AEO 事業者に対する意識の醸成と対応の改善

AEO 事業者は、官民パートナーシッププログラムに参加する意思を示し、税関から法令遵守の体制が整備された事業者として認定された者であり、定期的な研修と自主監査を行い適正な税関手続に取り組んでいる。また、ミスが発生した場合には、速やかに税関への報告と社内報告を行い、早期に原因の究明と再発防止の対策を実施している。

この税関への報告に関し、AEO 部門以外とのやりとりにおいては、AEO と非 AEO との区別が感じられないケースもあり、AEO 事業者が AEO の付加価値を実感できない理由の一つとなっている。

AEO が導入され約 20 年が経過する今、AEO が税関のパートナーであることを広く税関の各部門に改めて周知していただくとともに、管轄税関との関係強化に資する施策（例：AEO 事業者に対する税関による定期的な講習等）を講じていただきたい。

14. 認定通関業者のベネフィット（通関業法上）

認定通関業者は税関のパートナーとして社内管理等を徹底し業務を遂行しているが、通関業法における定期報告や、届出が必要とされている書類の中には、近年の働き方の多様性等の影響により、その提出にかかる事務負担が増大しているものがある。

例えば、派遣社員の「従業者の新規従業届」提出の際に必要な履歴書・派遣基本契約・派遣会社の概要の添付があるが、派遣業法や個人情報保護法等の観点から派遣元ですら履歴書の徴求を行っていない中、この届出のためだけに作成をお願いしている状況にある。また、緊急時対応等のため提出しているものの実施頻度がまちまちな在宅勤務の開始・変更・終了届、復帰計画や代替計画の変更が起きやすい産休・育休・メンタル等に伴う通関士・従業者の休職及び復職届、増加する旧姓使用の場合でも提出が必要となる通関士・従業者の改姓に関する届出等はその一例である。

社内管理等を徹底している認定通関業者のメリットの拡大及び負担の軽減の観点から、AEO 事業者については、これらの提出書類等について自主的な管理としていただきたい。

また、通関業務の効率化に伴い、通関営業所の中には一つの組織で二つの通関営業所を運営したり、逆に二つの通関営業所が連携して一つの仕事をを行うことが発生してきている。こ

のような場合、現状、通関営業所毎の収入を報告する必要があることから、収入を無理に案分し報告している状況にある。このような新たなビジネス形態に対処するため、複数の場所からなる一つの通関営業所を認めたり、複数の通関営業所が連携して業務を行った場合には、申告を行った事業所が収入を一括計上すること等を認定通関業者のメリットとして認めていただきたい。

そのほか、認定通関業者は社内研修等が充実し、全社員教育及び通関営業所職員教育において関税法等の研修・学習をより深く行っていることに鑑み、認定通関業者が従業員の AEO 事業者としての勤務・研修実態の疎明資料を提出できる場合には、通関業法第 24 条（試験科目の一部免除）に係る従業期間の短縮についても検討願いたい（例：第 1 号の 15 年を 12 年、第 2 号の 5 年を 4 年等）。